

令和6年度

公社営農地耕作条件改善事業

厚川・萱方（第2期）地区

6厚萱2第101号

ほ場整備工事 特記仕様書

工事場所 坂戸市大字萱方地内ほか

契約の日 から

工 期

令和7年3月28日 まで

公益社団法人埼玉県農林公社

	(趣 旨)
第 1 条	この特記仕様書は埼玉県土木工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書（農林水産省農村振興局制定）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。
	(適 用)
第 2 条	この特記仕様書は、坂戸市大字萱方地内ほか 6 厚萱 2 第 1 0 1 号 ほ場整備工事に適用する。
	(監督員の権限)
第 3 条	公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書による。
	(工事の施工管理)
第 4 条	工事の施工管理は、埼玉県土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 2 8 に規定する土木工事施工管理基準を適用するものとし、特に定めのない事項については、農林水産省農村振興局制定の土木工事施工管理基準によるものとする。
	(疑 義)
第 5 条	工事の施工過程で生じた疑義は、監督員と現場代理人が協議を行い、解決するものとし、協議結果を書面により提出する。
	(かし担保)
第 6 条	公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款第 4 4 条による。
	(安全訓練等の実施)
第 7 条	本工事の施工に際し、現場に即した安全、訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、安全訓練等を実施するものとする。 また、安全訓練等の実施状況を報告するものとする。
	(工事用地)
第 8 条	工事の施工上必要な用地は、受注者が確保するものとする。 なお、工事施工に必要な用地手当の経緯は、監督員に報告しなければならない。
	(仮設、工法の指定)
第 9 条	指定なし。

第10条	<p>(第三者に対する措置等)</p> <p>本工事により損傷を来す恐れのあるものについては、事前に調査を行ってから、工事に着手するものとする。</p>
第11条	<p>(監督員の立会い)</p> <p>必要に応じて立会いを行う。</p>
第12条	<p>(工事材料の品質、検査)</p> <p>工事に使用する材料のうち、工場検査、材料試験、承諾書等の必要なものについては、別表のとおりとする。</p>
第13条	<p>(その他)</p> <p>調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。</p>
第14条	<p>(県産木材の利用)</p> <p>本工事においては、仮設の工事用防護柵や丁張等に使用する木材を含め、可能な限り県産木材を利用するよう努めなければならない。</p>
第15条	<p>(工事コストの表示)</p> <p>工事中標示板を掲示する工事について、その工事中標示板に工事請負金額を表示するものとする。</p>
第16条	<p>(工事カルテ作成・登録)</p> <p>請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後(工事完成検査合格後)10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。</p> <p>また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</p>

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(公共事業労務費調査)

第17条

次のとおり公共事業労務費調査に協力するものとする。

(1) 国土交通省及び農林水産省が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

(4) 工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が(1)～(3)と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(建設副産物)

第18条

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守し施工を行うものとする。

なお、建設副産物に関する詳細は、別添建設副産物仕様書によるものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

第19条

本工事で使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械」を原則とする。現場代理人は、排出ガス対策型建設機械を施工現場において使用する場合、建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

なお、現場において「排出ガス対策型建設機械」の使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第20条	<p>(公共事業歩掛調査)</p> <p>公共事業歩掛調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。</p>
第21条	<p>(埼玉県電子納品対象工事)</p> <p>本工事は、埼玉県電子納品対象工事とする。</p> <p>成果品の一部または全部を電子データで納品した場合は、「埼玉県土木工事共通仕様書」の定めにかかわらず、同成果品の紙による提出を要しない。</p>
第22条	<p>(電子成果品の作成)</p> <p>電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン(案)農村整備課版」に基づき作成する。</p>
第23条	<p>(電子成果品の提出)</p> <p>電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を正、副各1部提出する。</p> <p>なお、電子成果品によらないものは、従来通り紙媒体で納品する。</p>
第24条	<p>(週休2日制モデル工事)</p> <p>本工事は、埼玉県農林部「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。</p> <p>試行の実施は、埼玉県農林部「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県農林部農村整備課ホームページで確認のこと。</p> <p>URL : (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0906/syukyu2model.html)</p>

建設副産物仕様書

（対象工事）

第 1 条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づき、建設廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提出しなければならない。

（建設発生土の搬入）

第 2 条 該当なし

（建設廃棄物の再資源化等）

第 3 条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適切な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
セメコン廃材	廣嶋産業(株) 坂戸リサイクルセンター	坂戸市大字萱方307-3
アスファルト廃材	(株)関東建設 川越アスコン	川越市上寺山176-1
アスファルト舗装切断濁水	大丸商事(株)	狭山市広瀬台2-12-13

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再資源化施設へ搬出すること。
 なお、受注者の提示施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第 4 条

下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

資材名	規格	備考
再生切込碎石	40mm以下	車道路盤等

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第 2 条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

工 事 名 6 厚萱 2 第 1 0 1 号 ほ場整備工事

工事箇所 坂戸市大字萱方地内ほか

(濁水の処理)

第 3 条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・ 種類及び処理量
- ・ 中間処理施設
- ・ 処理方法

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第 4 条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第 5 条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第 4 条第 3 項及び第 4 項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）

- 第 6 条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として変更の対象としないものとする。
- 2 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

技術者等の専任及び工期の変更に関する特記仕様書

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は、現場代理人の常駐、主任（または、監理）技術者の専任及び工期の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術者等の専任等)

第 2 条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないととも、主任（または、監理）技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。

(工期の変更)

第 3 条 請負契約の締結後、工事の進捗状況により、発注者と受注者が協議のうえ、工期を変更することができる。

工 事 概 要 表		地 区 名	厚川・萱方（第2期）地区			
工 事 概 要	工 事 名	ほ場整備工事		工事番号	6厚萱2第101号	
	工 事 量	ほ場整備工 A=0.6ha				
	工 事 場 所	坂戸市大字萱方地内ほか				
	工 期	契約の日 から 令和7年3月28日 まで				
	設 計 金 額	円	予算科目内訳			
概 要 図						
設 計 諸 元	工 事 名	6厚萱2第101号 ほ場整備工事				
	整地工	稲株処理・耕起・砕土（2回） いわら整地・仕上げ耕耘		A=	0.62	ha
		整地附帯工				1式
	水路工	カム水路 H300~450×B300~450		L=	304	m
	水路附帯工				1式	
道 路 工	道路拡幅工（片側拡幅）		L=	27	m	
	道路附帯工				1式	
摘 要						

事業名	公社営農地耕作条件改善事業 厚川・萱方 (第2期) 地区
工事名	6 厚萱2第101号 ほ場整備工事

工事別工事名: 6 厚萱2第101号 ほ場整備工事

項目名	数量	単位	金額	備考
1 工事価格	1.000	式		
2 ・工事原価	1.000	式		
3 純工事費	1.000	式		
4 ・ ・直接工事費	1.000	式		
5 ・ ・ ・直接工事費 (仮設工を除く)	1.000	式		
6 ・ ・ ・直接工事費 (仮設工)	1.000	式		
7 ・ ・間接工事費	1.000	式		
8 ・ ・ ・共通仮設費	1.000	式		
9 ・ ・ ・ ・運搬費～営繕費等				
(4) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值*補正值)		%		
10 ・ ・ ・ ・運搬費	1.000	式		
11 ・ ・ ・現場管理費	1.000	式		
12 ・ ・ ・ ・現場管理費 (率計上)				
(4+8) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值*補正值+補正值+補正值-補正值)		%		
13 ・一般管理費等				
(4+7) × (標準値*補正值+保証費率)		%		
14 処分費等 (直接工事費の内数)	1.000	式		
15 法定福利費概算額(工事価格の内数)				
(1) × 標準値		%		

事業名	公社営農地耕作条件改善事業 厚川・萱方 (第2期) 地区
工事名	6 厚葎2第101号 ほ場整備工事

工事別工事名: 6 厚葎2第101号 ほ場整備工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費 (仮設工を除く)					
・整地工					
	1.000	式			
・・整地工					
	1.000	式			
整地工 稲株処理+耕起・砕土(2回)+レベラー-整地・仕上げ耕耘	0.620	ha			歩A・単A B単 1号
合 計					
・・整地附帯工					
	1.000	式			
進入路工Aタイプ w=3.0m	4.000	箇所			歩A・単A B単 2号
進入路工Bタイプ w=3.0m	2.000	箇所			歩A・単A B単 3号
進入路工Cタイプ w=3.0m	1.000	箇所			歩A・単A B単 4号
畦畔撤去工 機械	68.000	m			歩A・単A B単 5号
構造物撤去工 鉄筋構造物(co畦畔)	3.400	m ³			歩A・単A B単 6号
コンクリート殻運搬(鉄筋)・処分工 ダンプトラック4t, 運搬距離 L=1.5km以下	3.400	m ³			歩A・単A B単 7号
土畦畔撤去	125.000	m			歩A・単A B単 8号
段差畦畔築立工	142.000	m			歩A・単A B単 9号
合 計					
・水路工					
	1.000	式			
・・構造物取壊し・運搬・処分工					
	1.000	式			
構造物撤去工(4号除く) 鉄筋構造物	13.700	m ³			歩A・単A B単 10号
コンクリート殻運搬(鉄筋)・処分工 ダンプトラック4t, 運搬距離 L=1.5km以下	13.700	m ³			歩A・単A B単 11号
合 計					
・・水路工					
	1.000	式			
【用排水路1号】 フレーム H450×B450×L4000	136.000	m			歩A・単A B単 12号
【用排水路4号】 フレーム H300×B300×L4000	70.000	m			歩A・単A B単 13号
【用排水路5号】 フレーム H350×B350×L4000	34.000	m			歩A・単A B単 14号
【用排水10号】断面A フレーム H350×B350×L4000	24.000	m			歩A・単A B単 15号
【用排水10号】断面B フレーム H350×B350×L4000	40.000	m			歩A・単A B単 16号
合 計					
・・水路附帯工					
	1.000	式			
角落し工 H450×B450	3.000	箇所			歩A・単A B単 17号
1号接続工 用排水路1号	1.000	箇所			歩A・単A B単 18号
2号接続工 用排水路4号	1.000	箇所			歩A・単A B単 19号
3号接続工 用排水路5号	1.000	箇所			歩A・単A B単 20号
2号用排水路道路横断工 ボックスカルバート300×300(用排水路4号)	1.000	箇所			歩A・単A B単 21号
2号用排水路道路横断工 上流樹2号□600×600(用排水路4号)	1.000	箇所			歩A・単A B単 22号
2号用排水路道路横断工 下流樹2号□600×600(用排水路4号)	1.000	箇所			歩A・単A B単 23号
2号曲り工 用排水路10号	1.000	箇所			歩A・単A B単 24号
排水路コンクリート研り工 大家児童館前	1.000	式			歩A・単A B単 25号
水口工A 用排水路1号	7.000	箇所			歩A・単A B単 26号
水口工B 用排水路4号	2.000	箇所			歩A・単A B単 27号
尻水口A 用排水路1号	7.000	箇所			歩A・単A B単 28号
尻水口B 用排水路4号	1.000	箇所			歩A・単A B単 29号
尻水口C	1.000	箇所			歩A・単A B単 30号
合 計					

6厚萱2第101号 ほ場整備工事 添付図面

図面番号	図面の名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	現況計画平面図	1	
3	計画平面図（整地工）	1	
4	計画平面図（道路工）	1	
5	道路工計画縦断図	1	（道路10号）
6	道路工標準断面図	1	
7	道路附帯工構造図	4	県道取付工（道路3号, 道路5号） 市道取付舗装工（8号, 9号）
8	計画平面図（水路工）	1	
9	水路工計画縦断図	4	（水路1号, 4号, 5号, 10号）
10	水路工標準断面図	1	
11	道路横断工構造図	1	用排水路道路横断工（2号）
12	水路附帯工構造図（角落し工）	1	（450用）
13	水路附帯工構造図（接続工）	3	（1号, 2号, 3号）
14	水路附帯工構造図（曲り工）	1	（2号）
15	計画平面図（ほ場整備附帯工）	1	
16	ほ場整備附帯工構造図	2	（進入路工、水口工）
計		25	